

## イギリスの非大学部門の高等教育制度の発展

—1944年から1950年代半ばまで—

明治鍼灸大学 人文社会学教室

市川 哲

### Developments of the Higher Education System in Non-university Sector in England and Wales :from 1944 to mid-1950s

ICHIKAWA Satoshi

*Department of the Humanities and Social Sciences, Meiji College of Oriental Medicine*

**Key Words** : イギリスの高等教育制度 Higher Education System in England and Wales, 非大学部門 Non-university Sector, パーシー報告 Percy Report.

#### はじめに

#### (1) 「二元制度」—イギリスの高等教育制度の特徴—

イギリスの高等教育を特徴づけてきたのは、大学部門 university sector と非大学部門の二つのセクターを併存させる「二元政策 binary policy」である<sup>1)</sup>。もっとも、政府が「二元政策」の採用を表明する以前から、古いものは12世紀以来の歴史をもち、「勅許状」によって広範な自治権を与えられてきた大学部門と、技能工養成教育に発祥し、19世紀中葉以降に発展してきた非大学部門の高等教育は存在していた、1965年に教育大臣アンソニー・クロスランド Ansony Crosland がロンドンの工科大学 (Woolwich Polytechnics) で行った著名な演説も「今日の高等教育制度を形成してきた二つの伝統に基礎を置くシステムの必要」を政府が受け入れていることを明らかにしたにすぎないものともいえる<sup>2)</sup>。

この演説に端を発する政策が、二つのセクター

を「二元制度 binary system」として維持する「二元政策」である。クロスランド演説の二年前には「大英帝国における全日制高等教育のパターンを調査」する目的で設けられ、以後のイギリスの高等教育の発展に多大の影響を与えた「ロビンス報告 Robbins Report<sup>3)</sup>」が非大学部門の良質の部分を大学部門に吸収し、「大学を中核とする高等教育制度の一体化を目指す方向性」を打ち出している<sup>4)</sup>のであるが、「二元政策」はこれを明確に否定し、非大学部門を充実し、大学部門に匹敵するセクターを発展させようとするものであった。

1964年には、すでに全国学位授与審議会 Council for National Academic Awards (以下CNA Aと略す) が創設され、大学の学外学位に頼らずに非大学部門の履修者に学位 degree を授与する体制が整備されていた。さらに1966年からは、大学に匹敵する教育機関であるとされ、非大学部門の頂点に位置づけられる新しいポリテクニクス

Polytechnicsの開校が始まっている。また、「ロビンズ報告」で大学の一部門となることが予定された教員養成機関は、教育カレッジ Colleges of Educationとして非大学部門に留め置かれた。70年代の出生率低下と財政逼迫は同カレッジの大規模な統廃合をもたらしたが、一部は大学に吸収されたとはいえ、高等教育カレッジ Colleges or Institutes of Higher Educationとして再出発したものは、やはり非大学部門に組み入れられたままであった。

このように「二元政策」は、60年代半ばから20年余りにわたって、労働党と保守党の間の3回の政権交代にもかかわらず、一貫してイギリスの高等教育政策の基本であり続けたといえる。しかしながら、この政策は、保守党サッチャー政権のもとで広範な反対世論をおして制定された1988年教育改革法 Education Reform Act 1988によって、少なからぬ変化を被ることになった。同法は、ポリテクニクスに法人格を与えた上に、「ポリテクニクス・カレッジ財政審議会」 Polytechnic and College Funding Council (以下PCFCと略す)が財源を与えるポリテクニクスやカレッジの高等教育に該当するコースは、地方教育当局の管理を離れることとしたのである<sup>5)</sup>。そのために、法人格をもち、大学に対する国庫補助金の窓口であった大学補助金委員会 University Grants Committee (同法によって「大学財政審議会」 University Funding Councilに改組)に類似したPCFCが補助金を与えるポリテクニクス等は「大学への道」を歩み始め、高等教育の「二元政策」は終焉を迎えたと見るむきもある<sup>6)</sup>。

## (2) 本稿の課題

高等教育は、他の教育部門のサービスに比べて全国的な影響力をもち、また学生も国中から(外国からも)応募し、入学してくる。したがって、非大学部門の高等教育の管理にあたっては、地方教育当局のコントロールの下にあったとはいえ、初等・中等教育などとは異なる対応が求められるをえない。高等教育課程の設置や維持にあつ

ては、社会や産業界のニーズに即した効率的、経済的管理が必要であり、そのための政策的、行政的努力が広域 Region や全国レベルで行われてきた。

1970年代末にはそのような管理を担う機関の必要性が注目され<sup>7)</sup>、1981年には地方教育当局が維持する高等教育を管理する全国的な機関(National Advisory Body for Local Authority Higher Education)が設置されている。1988年教育改革法によるPCFCの設置と、それによるポリテクニクス等の管理は、この全国的な管理の必要性との係りでとらえられなければならないことは当然である。しかしながら、もともと非大学部門の一部には大学への昇格を求める動向が、時には顕在的に、また時には潜在的に存在していたし、実際に大学への昇格も見られた<sup>8)</sup>。そのため、ポリテクニクスの法人化とPCFCによる大学と類似した管理を受け入れる素地は非大学部門の高等教育に内在していたとも考えられるのである<sup>9)</sup>。

したがって、今日の「二元制度」の変容については、実際にそれが変容したのかどうかという評価をも含めて、政策的な必要性からだけではなく、非大学部門の制度史的理解をふまえて、検討される必要があるといえる。本稿は、このような課題意識のもとに、非大学部門の高等教育制度の発展を歴史的に考察するものである。なお、本稿は第一報であり、取り扱われるのは戦後の非大学部門の高等教育の分水嶺をなす1956年の『技術教育に関する白書』(White Paper on Technical Education)以前までであることを最初に断っておく<sup>10)</sup>。

### ① 戦後改革期の教育・経済認識と1944年教育法

産業に密接に係る技術教育の良否が一国の経済に与える影響には少なくないものがある。今日の「イギリス病」と評される経済停滞の要因に「揺りかごから墓場まで」とうたわれたかつての高福祉社会や、かつて強力であった労働組合運動を挙げるものばかりではなく、「二大政党制」に

求める見解<sup>11)</sup>もあり、その原因が複合的であることが伺われる。しかしながら、本稿の課題に即しては、百二十年余りに、競争相手国に比べて技術教育が未整備であることを指摘し、世界で最初に産業革命を達成したイギリスの地盤沈下が始まっているとする見解があったことが注目される。

1851年に開催された英国博覧会の理事であり、後に工業技術局の統合事務官を勤めたライアン・プレフェア Lyon Playfair の見解もその一つである<sup>12)</sup>。1867年のパリ大博覧会の段階で英国博覧会の成功がすでに色あせてしまったことに気づいたプレフェアは、中等学校制度に関する提案を1868年に行うことになる王立委員会 (Tauton Commission) 議長宛に書簡を送っているが、その中でフランスをはじめとしたヨーロッパ諸国が保持する良く整備された「産業教育 industrial education」制度が英国の国際競争力の低下をもたらすであろうことを指摘している。技術教育の不備と英国の産業や経済の停滞を結びつける認識が、ここには見られるのである。

このような認識と、それを抱かせる技術教育の未整備という実態は、実は、第二次大戦後の教育改革を構想する段階でも基本的には存在していたといえる。改革構想を提示した『教育の再建 Educational Reconstruction, 1943』と名づけられた白書は、地方教育当局が自らの義務として技術教育に係っていないので、それは高度に産業化された社会の必要に適しておらず、とりわけ建物や設備の水準は世界市場における英国の競争相手と比較してほとんど満足できるものではない、としている。そのうえで、これまでのイニシアチヴは、19世紀初頭からの職工学校 mechanics institutes の伝統もあって、おもに勤労者が担っていたのに対し、これからは産業界と地方教育当局を含む教育サービス関係者の共同に変えるべきであるとしていたのである<sup>13)</sup>。

ところで、職工学校を起源とするボランティアな性格をもつ技術教育に教育行政が関与しだすのは、初等・中等教育同様、補助金の支出を通じてである。そのような権限を地方の関係当局に与え

たのは1898年の工業教育法 Technical Instruction Act 1889 であり、さらに翌年、地方税法により地方の関係当局が国の補助金を技術教育の援助のために用いることが許されている<sup>14)</sup>。そして、1902年教育法によって、地方の教育行政機関として地方教育当局 Local Education Authorities が設けられ、初等教育後の教育機関を設置する権限を与えられた地方教育当局の多くが、教員養成教育とともに技術教育も提供しだしている<sup>15)</sup>。

さらに、地方教育当局の初等教育後の教育提供については、1918年教育法が初歩学校 elementary school 段階の上に、継続学校 continuation school を設置する義務を (同法3条)、また1921年教育法が、教育庁との協議の上で、同法で higher education と定義されている教育 (それには中等学校、大学、成人教育学級で提供されるものに加えて技術教育学校 technical institution での教育も含まれている) を供給し、またはそれらの供給を援助する権限 power を規定している (同法70条)<sup>16)</sup>。この権限は白書『教育の再建』を受けて、1944年教育法によって義務 duty に高められた。法は技術教育に対するより積極的な地方教育行政の関与を期待したといえる。

この1944年教育法では、本稿が扱う非大学部門の高等教育は継続教育 further education に関する条項に位置づけられている。ここでいう継続教育とは、初等教育、中等教育に続く第三の教育階梯であって、「義務教育終了後の人々のための全日制および定時制の教育であり、その目的のために設けられた施設で利益を得る能力と意志をもつ人々のための、彼らの要求に適した組織的教養訓練もしくはレクリエーション活動のような余暇の活用」(同法41条)であり、地方教育当局はこのような継続教育を提供する義務を負ったのである。

法規定からもわかるように、継続教育の範囲は広く、夜間課程を中心とする成人を対象にした余暇活動から中等教育後の教育として提供されてきた大学教育に匹敵するものも含まれている。もともと、これらの全てが継続教育という概念によって括られていたのであるが、「ロビンズ報告」は

このような教育のうち、「普通教育資格上級レベル」以上や「普通国家証明」以上またはそれと同等の資格以上の継続教育の組織的課程 (systematic courses of further education beyond the Advanced Level of the General Certificate of Education or beyond the Ordinary National Certificate or its equivalent) を大学や教員養成カレッジの教育同様、高等教育 higher education の範疇に入れている。

しかしながら、1960年代まで higher education という用語を大学の教育に対して用いることすらあまり一般的ではなかった。まして今日使われているように大学以外の教育を含めて、高等教育という範疇を用いるようになったのは正しく「ロビンズ報告」以後のことであり<sup>17)</sup>、それまでは、一般に、非大学部門すなわち継続教育の高等教育に匹敵するものも含め、技術教育 technical education という用語が当てられてきたと考えてよい。これは職工学校で行われていた技術教育が、19世紀末から教育行政の関与を受けだし、次第に公教育制度の一環として整備されていく過程で、学校後教育の主流をなしてきたからであると思われる。なお、政府関係の文書には、次に見る「パーシー報告」のように、同種の教育を高等工業技術教育 higher technological education として、大学における教育と同等に取り扱うものも見られる。

## ② 戦後改革の基本構想—「パーシー報告 (1945年)」—

白書『教育の再建』が掲げる戦後教育改革は、もちろん総合的なものであった。とはいえ、初等・中等学校の施設や設備が老朽化し、教員も不足していた中で義務教育年限の引き上げが提案されたこともあって、白書の作成過程では学校教育に関する審議が優先された。そのため、白書で技術教育の重要性は指摘されたが、改革構想の段階では、その具体的な将来像を明らかにするところまで検討は深まらなかった。ここに改革構想を受け、1944年教育法でひかれたガイドラインを具体化すべく<sup>18)</sup>、同法発布以前の4月にパーシー卿 Lord

Eustace Percyを議長とする特別委員会が設けられることになる。

同委員会は「イングランドとウェールズの高等工業技術教育の必要性、および大学と工科カレッジによってなされるそれぞれの寄与について検討すること」、および「大学と工科カレッジとの間の適切な協調を維持する方法について」文部大臣に助言を与えることを目的に設置された<sup>19)</sup>。1945年に提出された報告は、機械や電気、民政関係の工学部門の改革に力点を置いている。これは委員の人選の段階から、議長のパーシー自身が工学部門の改革に切り込まないと警告の価値がないと考えていたからに他ならない<sup>20)</sup>。

報告は、やはり、産業に十分に応用できる可能性をもつ技術教育を保証することに失敗した結果、先進産業国としてのイギリスは危機に瀕している、との認識にたち、教育に欠陥があるため、今日においても大学やカレッジから産業界に送り込まれる人材は質、量ともに不十分であるとする<sup>21)</sup>。そして、大学とカレッジが連係しておらず、それぞれが機能的に分離していること、大学やカレッジと産業界とのコンタクトはあったとしても不十分であり、その逆に産業界から大学やカレッジにコンタクトをとることは困難であることを指摘している<sup>22)</sup>。そのうえで、戦時体制下で増員された大学や工科カレッジの学生数を今後10年間維持することを前提に<sup>23)</sup>、技術教育の発展を予測し、論争のために実現がかなり遅れたものもあるが、戦後の非大学部門の高等教育の発展に貢献する重要な勧告を行っている<sup>24)</sup>。

同報告の主な勧告には次のようなものがある。

1. 少数の工科カレッジの理事会機能と教育・研究スタッフの待遇を大学なみに引き上げ、短期の大学院課程を含む大学水準のコースを設けさせる、
2. 学位水準の全日制課程と「サンドイッチ・コース」(報告では semi-full-time course) を設ける、
3. まだ設置されていない地域に、広域レベルの技術教育・研究を調整する広域教育審議会 Regional Advisory Councils を設置する、
4. 文部大臣と大学補助金委員会に助言する全国工業技

術審議会 National Council of Technology を設置する。5. 少数の国立カレッジ National Colleges を設置し、プラスチックやゴム、鑄造等の需要量は大きくないが、しかし高度に専門化された産業のための教育にあたらせる、である<sup>25)</sup>。

実際の改革においては、比較的大規模なカレッジに高度の教育が集中していき、それらが1956年に広域カレッジ Regional Colleges に再編され、さらに高等工業技術カレッジ Colleges of Advanced Technology に改組され(1961年)、ついには高等工業技術カレッジが大学へ昇格することによって、1. は実現されていくことになる。2. は非大学部門の高等教育課程の主流となり、特に「サンドイッチ・コース」は大学には見られない独特の高等教育機会を提供している。これらの課程を修了した学生に「学位」を授与するために、後に「パーシー報告」を受けて1955年に全国工業技術学位授与審議会 National Council for Technological Awards が設置され、「工業技術資格 Diploma in Technology」(以下、Dip. Tech. と略す)が創設(1958年)される。なお、パーシー委員会では、学位の水準については大学の第一学位と同じ学士号(Bachelor of Technology)を与えるとする見解と、大学と区別して国家資格('State' Diploma in Technology)を与えるとする意見に分かれ、両論が併記されている。後に、全国工業技術学位授与審議会はCNA Aに改組され(1964年)、学位レベルのCNA A学位が誕生している。3. および4. は、後に詳述するが、1948年の広域教育審議会設置、1947年の全国産業教育審議会 National Advisory Council on Education for Industry and Commerce 設置として実現する。最後の5. は6校の国立カレッジと政府と産業界の両方から財源を得た航空カレッジ College of Aeronautics 設置へとつながった(1951年)。

### ③ 「パーシー報告」の具体化—広域教育審議会と全国産業教育審議会—

#### 1) 広域における高等教育の調整機構—広域

#### 教育審議会の設置—

各地方教育当局は1944年教育法42条で、継続教育施設を提供する義務を果たすにあたって、管轄内の大学や教育関係諸機関、さらには近隣の教育当局等と協議のうえ、継続教育計画 schemes of further education を作成し、大臣の承認を受けることを求められていた。これは、「今まで工業技術教育の発展は組織的に計画されてこなかった」<sup>26)</sup>という認識にみられるように、従来の継続教育がボランタリーな性格を強く反映して発展してきたという歴史的な経過もあり、それぞれが孤立的であり、地方の狭いニーズを反映し、どちらかという「でたらめな制度」であったものを整理する一画期となるべきものであった<sup>27)</sup>。また、関係者が閉鎖的な下位体系を形作り、政策形成を行うというやり方は、戦後の地方の継続教育の発展をパートナーシップに期待したからに他ならない<sup>28)</sup>。

ここに、いくつかの地方教育当局からなる広域で、特に高等教育レベルの継続教育を調整する機構が求められる理由があった。しかし、広域ベースの継続教育提供については法も明示しておらず<sup>29)</sup>、各地方教育当局が継続教育施設の新設や拡張にあたって近隣の当局と協議することは、自らの独立性を損なうことになるのではないかと懸念したこともあって、法の目的は十分には達成されなかった。そのため、産業化の進んだ地域で課程の不必要な重複が生じることとなり、継続教育計画の作成と承認も順調には進まなかった。その結果、1948年末までに大臣が承認したのは、146計画のうち、59であり、翌年末でもまだ37が未承認のままであった<sup>30)</sup>。

なお、広域教育審議会には広域における高等教育課程を調整する役割も期待されており、そのための専門機関である広域学術委員会 Regional Academic Board が設けられている。しかし実際は関係者の利害調整が難しく、また高等教育が国レベルの経済政策とも密接な関係をもつにもかかわらず、その情報を地方関係者はほとんどもたないため、参与として国から派遣されている勅任視

学官の発言力が強く、地方関係者も勅任視学官の発言の背後に国の政策が存在していると考えがちであるため、課程の認可、承認に広域教育審議会は実際上の責任をもちきれていなかったといえる<sup>31)</sup>。

## 2) 全国産業教育審議会の設置とその報告(1950年)

全国産業教育審議会は「継続的な調査を行い、工業と商業に係る教育を完全に発展させるために必要な全国政策について、報告やその他の方法で大臣に助言すること」、「産業界と適切な専門職団体との連絡を保つこと」、「大学水準の教育に係る問題について大学補助金委員会や他の適切な団体との協議の機会を取り持つこと」を目的に<sup>32)</sup> 1948年に設置された審議機関である。同審議会は、広域教育審議会の活動に対応する国レベルの機関であり、広域政策の全国に係る面を考慮し、大臣や大学補助金委員会に助言する全国工業技術審議会として「パーシー報告」で構想された機関が具体化されたものである。審議会は3年ごとに改組されるが、上記の機能を果たす必要から、72名のメンバーのうち広域教育審議会が推薦する52名を大臣が指名し、残りの20名と議長を大臣が指名することになっていた<sup>33)</sup>。その構成や機能からもうかがえるように、後に教育科学省によって廃止されるまで(1977年)、同審議会は地方教育当局や継続教育機関、大学の教育スタッフ、産業界を代表する、まとまった見解を表明するためのフォーラムであり、かつ継続教育の全領域の政策や発展に関与する広範な役割を担う唯一の恒常的機関であり続けた<sup>34)</sup>。

もともと「パーシー報告」では審議会が大学補助金委員会に対しても「助言」を行うことが予定されていたが、大学補助金委員会自体が政府に助言を行う機関であり、かつ明瞭に定義された役割を担うので、それへの「助言」は混乱を生むとして、最終的には「共通な事項について」「協議」することに留めおかれた<sup>35)</sup>。したがって、報告が予定した両部門を統括する助言機能を果たすことはなかった。

審議会が最初の報告書を提出したのは、1950年である。その報告書では、まず文部省が援助する高等工業技術教育と大蔵省が援助する大学教育との違いが検討されたが、その結果、それぞれの工業技術教育提供への寄与の仕方は異なっているかもしれないが、性格のうえでは補完的であるとするものであり<sup>36)</sup>、両者の間の明瞭な差異は見いだされなかったという<sup>37)</sup>。報告書で提案されたのは名声ある資格証明に導く課程を認定する全国機関を設置する必要があることや、そのような課程を発展させるために大臣が地方教育当局に与える援助を増やすこと等、基本的には「パーシー報告」の繰り返しである。

このうち、前者の全国機関については、五つの異なる名称や機構、機能をもつ機関を挙げ、検討したうえで、報告の第一次案で議論の中心となった王立工業技術者カレッジ Royal College of Technologists 構想が強い支持を得たとして提案されている<sup>38)</sup>。継続教育の学位コースには、例えばロンドン大学の学外学位コースがすでにあったが、そのようなコースは課程内容が限定されており、しかも外部試験制度をとるため、カレッジの自由や柔軟性が損なわれがちであった<sup>39)</sup>。そこに独自の学位授与機関が求められる直接的な理由があったといえる。

なお、王立工業技術者カレッジは学位コースの認定と学位授与を行う機関である。そのため教育・研究機能はもたないが、報告の段階では工業技術教育問題に深く係ることが予定されていた<sup>40)</sup>。与えられる学位の名称については、学士では大学の支持が得られなく、かつ工業技術教育の特徴を示さないで、また証明や資格(certificate and diploma)では大学の学位と同等のもののみならず、学生をコースに引きつけることができないので、結局新しい Associationship, Membership, Fellowships and Honorary Fellowships の三段階からなる学位が構想されている<sup>41)</sup>。当時の労働党政府は主な勧告を速やかに実施することを決定した。しかしながら、1951年の総選挙で誕生した保守党政権によって先の労働党政府の方針が修正

され、王立工業技術者カレッジのアイデアそのものも消滅してしまっている。

高等教育に該当する課程を持つ当局への補助金の増加については、1951年の白書で引き上げ率を除いて合意されており<sup>42)</sup>、保守党政権も「回章255」(1952.7)で、条件にあう、承認を受けた技術カレッジの高等教育課程の経常費に対して、これまで60%であった補助金を75%に引き上げることを決定している。ここで条件とされているのは、カレッジが高い水準の設備・備品をもつこと、課程を計画するにあたって十分な自由をもつ優秀な教師がいること、カレッジにおける高等教育課程の比率が十分高いこと、応用工業技術とならんで基礎科学分野でも高い水準に達した教育施設をもつこと、研究も十分に行われていること、等である<sup>43)</sup>。政府は広域教育審議会と協議のうえ、1955年末には、そのような高率の補助金を受ける課程として、25カレッジ616コースを承認したが、承認数は申し込み数の約半分であった<sup>44)</sup>。

承認された課程は上級国家資格 Higher National Diploma コースとして企画され、1954-55年度の約9500人の高等教育課程修了者のうち、約半数が工業技術の専門職資格取得者であった<sup>45)</sup>。しかし、質的にはともかくとして量的には関係者を満足させるものではなかった。そのことについて議会与科学関係団体との連絡のために設けられた超党派の非公式委員会である「議会・科学委員会 Parliament and Scientific Committee」は、上級国家資格や上級国家証明 Higher National Certificate コースはアメリカの第一学位に匹敵する水準をもつが、毎年4万人の技術者が必要な英国で実際に養成されるのは2万5000人であり、とりわけ、冶金や化学、生産管理の面で遅れていることを指摘した。そして、短期のコースを大学の博士課程に設けるために国が援助する必要があること、「パーシー報告」で指名された25余の工業技術カレッジを中心に、もっと多くの高度な教育内容をもつサンドイッチ・コースを設けるとともに、これらのカレッジのいくつかは地方教育当局のコントロールの下ではなく、勅許状を得て大学補助

金委員会同様のコントロール機関のもとに移管されるべきことを提案した<sup>46)</sup>。提案の后者は、後の高等工業技術カレッジに連なる性格を持つものであり、注目される。

しかし、同委員会は継続教育機関で提供される「学位」については、施設や課程の名声は大学と同様の学士号の授与で得られるものではないとして、全国産業教育審議会が求めていた工業技術学士 Bachelor of Technology の創設提案には与しなかった。これは、その理由がどうであれ、結果的には高い社会的評価を受けている学士号とは異なる、そうした意味では一段劣る「学位」が継続教育の高等教育には与えられることを意味するものである。もちろん、このことは単なる「学位」問題にとどまらず、より高度な工業技術教育を発展させる役割を大学部門か非大学部門のどちらが担うのかに係る問題としての性格をもつといえ、関係諸機関によって、その見解が異なっていたことが理解される。

もちろん全国産業教育審議会は、「パーシー報告」の方針を引き継ぎ、大学の学位と同等のものを求めることによって継続教育の高等教育課程が大学と同等に評価されることを求めたのである。したがって、「議会・科学委員会」の提案は全国産業教育審議会を失望させるものであった。ここに至って大学と同等の学位がかなわぬことを理解した全国産業教育審議会は、1955年に新しい中央学位機関を提案し、政府もこれを受けて、後のCNAに発展する全国工業技術審議会が設置されることになる。

この全国工業技術審議会は「信託証書 Trust Deed」のもとに全国に通用し、審議会によって承認されたコースを成功裏に修了した工科カレッジの学生に与えられる高度に確立した工業技術学位を創案し、管理する独立した自治管理機関であり、56年には Dip.Tech. コース認定のための覚書が発効した<sup>47)</sup>。この Dip.Tech. は、課程の終了時に与えられる修了資格であり、第一学位に位置づく学士号とは区別される準学士号である。翌57年には主に、コースの研究環境や計画の現実性、さ

らには工業技術教育への人文・社会的なアプローチを含むコースの間口の広さなどを考慮して、申請された83コースのうち、49コースが承認されている。

### おわりに

イギリスでは、技術教育の制度化と普及は、戦後復興のみならず、相対的に低下した産業国としての地位を向上させる方途の一端を担うものとして意識されてきた。したがって、工業技術教育にかける期待には大きなものがあったが、それを提供しうる教育機関としては、異なる伝統をもつ二つの部門が存在した。なるほど、先に見た全国産業教育審議会の報告では両部門は寄与の仕方は異なるが、相補的であるとされていた。しかしながら、実際は、大学教育は教養教育を重視してきた伝統もあり<sup>48)</sup>、また社会に直接役立つ実践的な教育に対しては概して冷淡であり、技術教育の面でもどちらかというと純粋な科学教育に傾斜しがちであったとされる<sup>49)</sup>。

非大学部門の高等教育に、産業に直接寄与する人材の養成が期待される要因が、ここにあったといえる。とはいえ、非大学部門の高等教育機関自体は、給与体系をはじめとしたスタッフの待遇や施設や設備の面で大学と同等に扱われるためにも、そして優秀な学生を引きつけるためにも、大学並の学位をもつことを強く希望することになるのは、また当然であると思われる。したがって、学位に係ってではあるが、大学志向が非大学部門に内在する契機をここに見ることができる。

一方、管理をめぐることも同様のことがいえる。大学部門は別名「自治部門 autonomous sector」と称されるように、勅許状によって大学の内部管理機関に広範な自治権が与えられており、補助金を支出する国との関係においても大学補助金委員会が「緩衝器 buffer」の役割を果たしてきた<sup>50)</sup>。ところが非大学部門の高等教育の場合、カレッジ等の教育機関と地方教育当局、国との三者の関係の中で、高等教育課程の認可については広域教育審議会が存在したが、実際は勅任視学官を通じて

国が主導権をもち、財政面では経費を負担する地方教育当局の権限が強いため、カレッジ等の教育機関の自律性は大学に比べて弱くならざるをえなかった<sup>51)</sup>。ここに大学と同等の自律的な管理を求める契機が、潜在的には、存在しているといえる。これは非大学部門の高等教育が一部の教育機関に集中し、施設や設備、教育・研究内容の点でも大学並になればなるほど強まる性質のものである。

非大学部門の高等教育制度は、本稿でその一端にふれた戦後改革期に次いで、比較的規模が大きく、施設や設備も充実していた広域カレッジを、後に大学に再編成されることになる高等工業技術カレッジに編成することを提案し、戦後の非大学部門の高等教育の「分水嶺」となったと評される1956年の白書によって、新たな展開を遂げることになる。次稿では1950年代半ば以降におけるその展開を、同部門に内在する大学志向の検証との係りを含めて、跡づける予定である。

### 注

- 1) 大学部門 university sector はそれがもつ広範な自律性に注目して自治部門 autonomous sector と呼ばれることもある。それに対して非大学部門 non-university sector はそれが受ける公的な管理や初等・中等教育に続く公教育制度の一環であることに注目して公共部門 public sector または維持部門 maintained sector と呼ばれることもある。

ところで「二元政策」とは「二元政策が本来意図するところは、多元的高等教育制度の中において、大学とその他の教育機関とのバランスをどのようなかたちで、いかにしてとるかという点に存するのである」との指摘（安原義仁：イギリスの高等教育改革—二元政策の検証—、高等教育研究紀要、9、p.46、1989.）に従えば、異なった伝統をもつ二つの制度の存在を前提に、相対的に低く見られてきた非大学部門の地位の向上をはかり、財政支出を通じて地方教育当局がコントロールを及ぼすことを承認する政策であるといえることができる。なお1988年教育改革法にともなう変化は注5)参照。

- 2) Cantor L M, Roberts I F: Further Education Today. A Critical Review, Routledge & Kegan Paul, London, p.86, 1979.



- 3) 正式名称は Committee on Higher Education : Higher Education (Command 2154), HMSO, London, 1963.
- 4) 兵頭泰三：イギリスの大学補助金委員会—ロビンズ報告以後—, 国立教育研究所紀要第85集・イギリス高等教育に関する研究報告, p.10, 1974.
- 5) 1988年教育改革法は, その120条で, 継続教育と高等教育を峻別し, 義務教育終了後の人々に対する職業的, 社会的, 身体的, 余暇的訓練を含む全日制, 定時制の教育や, そのような教育の提供に関連する組織された余暇時間の使用 (organaised leisure-time occupation) と規定された継続教育のための適切な施設の提供を保証する義務を引き続いて地方教育当局に課したが, 本稿で取り扱う学位や国家資格や証明, 専門職資格に結びつく高等教育に関する施設の提供の保証は義務ではなく, 権限に修正した. そのうえで, 全日制またはそれと同等の高等教育課程の学生数が350名を越え, かつそれが全日制またはそれと同等の学生総数の55%を越えている教育機関, および全日制またはそれと同等の高等教育課程の学生数が2500名を越えている教育機関に法人格を与え (121条), 新しく創設した「P C F C funding sector」に移管した (132条). したがって, 今日, 非大学部門あるいは「公共部門」, 「維持部門」の高等教育という言い方は意義を失っている.
- 6) Williams G : Higher Education. In Flude M and Hammer M (ed.) : The Education Reform Act • 1988. Its Origin and Implication, The Falmer Press, London, p.260, 1990.
- 7) 1977年に労働党政府が高等教育担当大臣 Gordon Oakes を長として任命した教育科学省の作業班 working group の報告 (Report of the Working Group on the Manegement of Higher Education in the Maintained Sector, HMSO, London, 1978) や下院に設けられた「教育・科学・学芸委員会」の報告 (Fifth Report from the Education, Science and Arts Committee, Session 1979-80, HMSO, London, 1981) に中央機関の必要性が述べられている. 詳しくは市川 : 高等教育の管理問題—イギリスのオークス報告 (1988年) を中心に. 京都大学教育学部紀要, 29, pp.64~77, 1983. 参照.
- 8) 公費による補助を受けて, 次第に施設や設備, スタッフの資質等が向上してくるにつれて従来の伝統と異なるものを求める傾向がカレッジに強まり, 教育・研究のレベルをさらに引き上げ, 学生選択の基準を厳しくし, より多くのアカデミックな教育課程内容を求める動きとして表れる (Pratt J, Burgess T : Polytechnics; A Report, Pitman Publishing, London, p.23, 1974.). 要するに, それはカレッジの大学志向であり, academic drift と評されるものである. 1960年代はじめの「ロビンズ報告」を受けた高等工業技術カレッジの大学昇格以後, 政府は今後10年間大学は新設しないことを表明し (1965年), あわせて大学に匹敵するポリテクニクスをつくることによって, academic drift に終止符を打とうとした.
- 9) 大学と同様の法人格を求める意見は上記の教育科学省作業班の討議においてもポリテクニクス関係者から出されている (Education, 2 June 1978).
- 10) Cantor L M, Roberts I F : Further Education in England and Wales, Routledge & Kegan Paul, London, p.6, 1969.
- 11) 森嶋通夫 : サッチャー時代のイギリス. 岩波書店, 東京, pp.115~181, 1988.
- 12) Argres M : South Kensington to Robbins, Longmans, London, pp.25~26, 1964.
- 13) Ibid. pp.83 ~84.
- 14) Gordon W R, Michael D S : Scientific and Technical Education in Nineteenth-Century England, David & Charles, Newton Abbot, p.12, 1972.
- 15) Sharp P R : The Creation of the Local Authority Sector of Higher Education. The Falmer Press, London, p.2, 1987.
- 16) Taylor G, Saunders J B : The New Law of Education (sixth edition), Butter Worths, London, p.52, 1965.
- 17) Silver H : A Higher Education; The Council for National Academic Awards and British higher education 1964-1989, The Falmer Press, London, p.7, 1990.
- 18) Ministry of Education : Higher Technological Education (Report of a Special Committee appointed in April 1944), HMSO, London, p.2 (Prefatory Note), 1945.
- 19) Ibid. p.3.
- 20) Gosden P : The Education System since 1944, Martin Robertson, Oxford, p.164, 1983.
- 21) Ministry of Education : op. cit., para. 2.
- 22) Ibid., para. 5.
- 23) Ibid., para. 19.
- 24) Cantor L M, Roberts I F : op. cit. (1969), p.4.
- 25) Ibid., pp.3~4. および Argres M : op. cit., pp. 86~87. をもとにした.
- 26) Ministry of Education : op. cit., p.2 (Prefatory Note).
- 27) Argres M : op. cit., pp.84~85.
- 28) 兵頭泰三 : イギリスの教育政策・行政におけるパー

- トナーシップの諸問題。教育行財政論叢（京都大学教育行政学研究室），創刊号，pp.i~iiii, 1982.
- 29) Cantor L M, Roberts I F : op. cit. (1969), p.3.
- 30) Gosden P : op. cit., p.164.
- 31) RACs の構成や組織，機能，および高等教育の課程承認にあたっての勅任視学官と広域教育審議会の関係については，市川：継続教育における視学官の機能。教育行財政論叢（京都大学教育行政学研究室），創刊号，pp.25 ~35. を参照されたい。
- 32) Ministry of Education : National Advisory Council on Education for Industry and Commerce (Working Party Report. HMSO, London, Appendix para.10, 1947.
- 33) 52名のうち London Region は7名を，他の Region が5名づつを推薦する。内訳は，地方教育当局，大学，継続教育施設のスタッフ，雇業者，被用者の代表が各一名であり，London Region のみ地方教育当局と継続教育施設のスタッフ代表が2名である。Ibid., Appendix para. 3.
- 34) Cantor L M, Roberts I F : Further Education Today; A Critical Review (third edition, fully revised), Routledge & Kegan Paul, London, pp.19~20, 1986.
- 35) Ministry of Education : op. cit. (1947), para. 7.
- 36) Ministry of Education : The Future Development of Higher Technological Education (Report of the National Advisory Council on Education for Industry and Commerce). HMSO, London, para. 52, 1950.
- 37) Gosden P : op. cit., p.166.
- 38) Ministry of Education : op. cit.(1950), paras. 33~42.
- 39) Ibid., para. 31.
- 40) Ibid., Summary and Recommendation, pp. 21~22.
- 41) Ibid., Summary and Recommendation, p.23.
- 42) Statement of Government Policy for the Development of Higher Technological Education in Great Britain (Command 8357). HMSO, London, para. 10, 1951.
- 43) Argres M : op. cit., p.90.
- 44) Peters, A J : British Further Education; A critical textbook. Pergamon Press, Oxford, p. 123, 1967. なお，Argres M. の前掲書では申し込みカレッジ数が24校になっている (p.90).
- 45) Argres M : op. cit., p.90.
- 46) Ibid., pp.90~91.
- 47) Ibid., p.108.
- 48) 19世紀に大学で実際的な技術教育を行っていたスコットランドからの影響に対して立ち向かった J. H. C. Newman (ピーター・ミルワード編，田中秀人訳：大学で何を学ぶか，大修館書店，東京，1983.) の論にも見られるように，オックスフォード，ケンブリッジの教育の真髄は「一般教養教育」にあった。イングランドの大学は，いうまでもなく，それらの影響を少なからず受けて成立していると考えられる。
- 49) 「パーシー報告」は，大学の純粋科学部門では普通に見られる大学院レベルの研究活動が応用科学部門ではほとんど見られないことを指摘している (Ministry of Education : op. cit. (1945), para. 9.). また，公然とは言われないが，大学で養成された研究者は，学問的すぎて産業の現状から遊離したり，産業にあまり関心がもてずに大学や研究施設で研究に従事するほうを好む傾向があるとする認識が存在し，このような傾向が1960年代の大学優先政策転換の要因ともなったという (Burgess T, Pratt J : Technical Education in the United Kingdom. OECD, pp.23~26, 1971.) .
- 50) 兵頭泰三：前掲論文 (1974) および，兵頭：イギリスの大学補助金委員会。京都大学教育学部紀要，11, 1965. 参照。
- 51) Willams G : Changing Patterns of Educational Finance and Their Anticipated Effects on Institutional Behavior and Educational Outcomes. Thomas H, Simkins T (ed.): Economics and the Management of Education; Emerging Themes. The Falmer Press, London, p.39, 1987.